

# 岡山県税制懇話会報告書

－新税の導入に向けて－

平成15年10月

岡山県税制懇話会



## (目 次)

|                        |    |
|------------------------|----|
| ○はじめに                  | 1  |
| <b>第1部 森林の現状と課題</b>    |    |
| 1 森林の多面的機能             | 2  |
| 2 森林・林業の現状             | 5  |
| 3 課題                   | 12 |
| <b>第2部 当初案の概要と課題</b>   |    |
| 1 当初案の概要               | 13 |
| (1) 考え方                | 13 |
| (2) 具体的な税制度            | 14 |
| 2 県民や関係者からの意見聴取        | 14 |
| (1) シンポジウムの開催          | 15 |
| (2) 水道事業の実態調査          | 16 |
| (3) 水道事業者の意見           | 17 |
| 3 当初案の課題に係る検討          | 17 |
| (1) 公平性                | 18 |
| (2) 徴税コスト等             | 19 |
| <b>第3部 新税制の再検討について</b> |    |
| 1 課税方式の再検討             | 20 |
| (1) 課税方式の考え方           | 20 |
| (2) 他の課税方式の検討          | 20 |
| (3) 税率の考え方             | 23 |
| 2 使途の再検討               | 26 |
| (1) 使途の考え方             | 26 |
| (2) 具体的な施策             | 27 |
| (3) 使途を限定する仕組み         | 30 |
| ○おわりに                  | 32 |
| 森林保全を目的とする税制案の概要       | 33 |
| 参考資料                   |    |



## はじめに

岡山県税制懇話会は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究を行うことを目的に平成13年5月に設置され、生活環境、自然環境の改善とそれらに対する意識を高めていくことに重点を置いた税制として、「産業廃棄物処理税」及び「水源かん養税」を研究テーマとして検討を重ね、平成14年3月に具体的な税制度案(当初案)を取りまとめた。

このうち、産業廃棄物処理税については、産業廃棄物の適正処理を促す税制度として本年4月に導入されたところである。

水源かん養税については、前回の報告書において、「解決しなければならない課題も多く、森林保全のための費用を県民全体で分かち合うという原則を尊重しながら、その他の案も視野に入れ、今後、県民参加の下に幅広く検討していくことが必要」としていたところであり、県では、平成14年度に、県内3か所で「おかやまの森林を考えるシンポジウム」を開催し、森林保全に対する県民意識の醸成を図るとともに、当初案で特別徴収義務者とした市町村の水道事業者等関係者からの意見聴取や水道事業の実態調査等を行ってきた。

その結果、当初案については、水道事業の現状から各種の課題があることが明らかになり、また、水道事業者から、課税対象を水道使用者に限定すること等に対して反対意見が出された。

このため、平成15年7月、当懇話会を再開し、県民の方々や水道事業者等関係者の意見を踏まえつつ、より広い視野で再検討を行うこととした。

ここでは、当初案の課題を整理分析した上で、考え得る他の課税方式についても比較検討し、さらに、税率や税収の使途等について具体的な検討を行った。その結果、県民が一体となって森林保全に取り組むことを目指す新たな税制のあり方をここに取りまとめたものである。

## 第1部 森林の現状と課題

### 1 森林の多面的機能

県土の約70%を占める森林は、木材の生産のほか、水資源のかん養、山地災害の防止、森林レクリエーションの場の提供など、私たちの暮らしに欠くことのできない大切な役割を果たしている。また、地球環境の保全が国際的な共通課題となる中で、二酸化炭素を固定し、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与する森林の働きが注目されている。

#### ○ 木材などの生産

人々は、森林から得られる木材を住居、日用品、船などの材料や薪、炭として利用し、木の実や山菜を食料の一部としてきた。また、下草や落ち葉は農地の肥料として利用してきた。



木のぬくもりのある校舎  
(新庄村 新庄中学校)

#### ○ 水源のかん養

森林は、スポンジのような土を持っており、地表に到達した雨水のほとんどを地中に浸透させ、長期にわたって保水・流下させるため、渇水を緩和したり洪水を調節する働きがある。

また、水の富栄養化の原因となる窒素、リンなどを吸着・吸収するとともに、基岩からミネラルを溶出し、おいしい水をつくっている。



清らかな水  
(岡山県立森林公園)

## ○ 山地災害の防止

森林は、土中深く張りめぐらされた樹木の根により土壌をしっかりと押さえ、土砂の崩壊を防いでいる。また、地表面が下草や落葉・落枝に覆われた森林では、豪雨でも土壌の浸食が少なくなっている。

このように、森林は、土砂の崩壊、流出を抑制することにより、山地の荒廃や災害の発生を防ぐ働きをしている。

森林と裸地の土砂流出量の違い



## ○ 生活環境の保全

森林は、周辺地域の気候の変化を和らげ、適度な湿度を保つとともに、酸素の供給やほこりの吸着作用により、大気を浄化し、騒音、風、雪、霧などを防ぐフィルターの仕事もしている。

さらに、生活空間にある緑は、私たちに精神的な安らぎを与えてくれる。

## ○ 保健・文化的活動の場の提供

森林は、様々な動植物により構成された生態系であり、山岳、溪谷等と相まって美しい景観を構成している。また、森林内では、植物が発散する「フィトンチッド」を浴びてリフレッシュすることができるといわれている。

このようなことから、森林は、レクリエーション活動や教育の場として、快適な環境を提供する働きをしている。



森林とのふれあい（川上町）

## ○ 地球温暖化の防止に貢献する森林・木材

森林は成長過程で二酸化炭素を吸収し、炭素として固定する。したがって、木材をより長く、多く使うことは地球温暖化の防止に役立つものといえる。

地球温暖化防止のための国際会議では、温室効果ガスの排出削減目標の達成に平成2年以降の植林によって造成された森林の吸収量が加味できることとされるなど、改めて森林と木材の果たす役割が評価されている。

また、木材は、「温かい」、「やさしい」、「落ち着きがある」といった気持ち

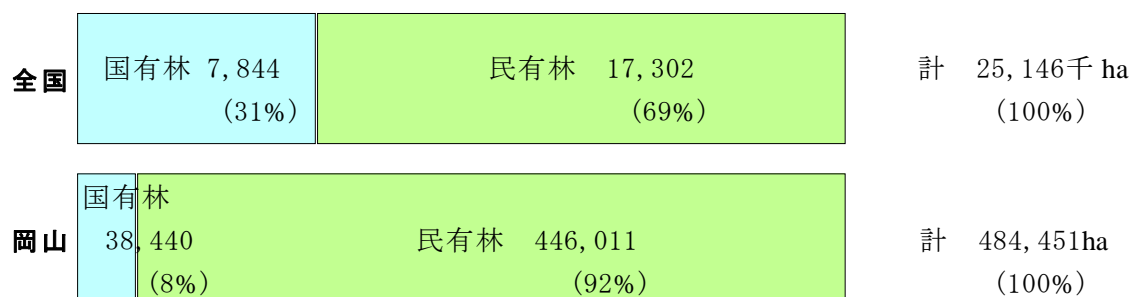


を和ませる印象を与え、調湿作用や断熱性、衝撃吸収力などの優れた性質は人の健康にとっても良い影響を及ぼすことが知られている。

## 2 森林・林業の現状

### ○ 森林資源

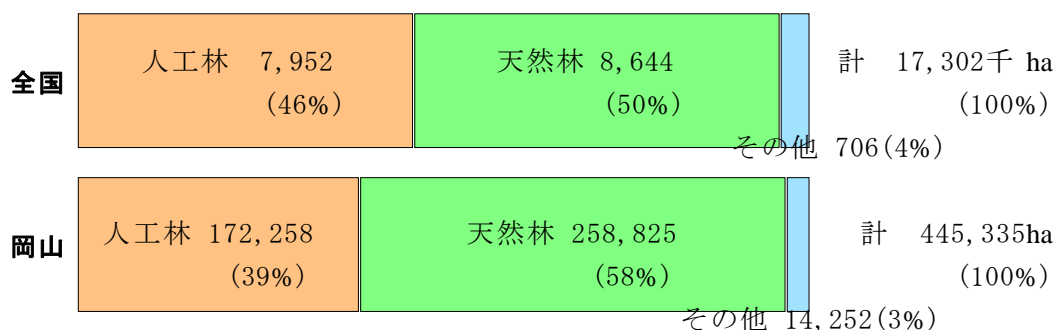
岡山県の森林面積は485千haと、県土の約70%を占めている。このうち92%は民有林であり、全国と比べても民有林の割合が高くなっている。



(注) 全国は平成7年3月31日現在。岡山県は平成14年3月31日現在。(林政課資料)

民有林約446千haのうち、39%に相当する172千haが、木材生産を目的としたスギとヒノキを中心とする人工林である。樹種別には、全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキ67%、スギ22%となっており、ヒノキの占める割合が高いのが特徴である。

[面積]

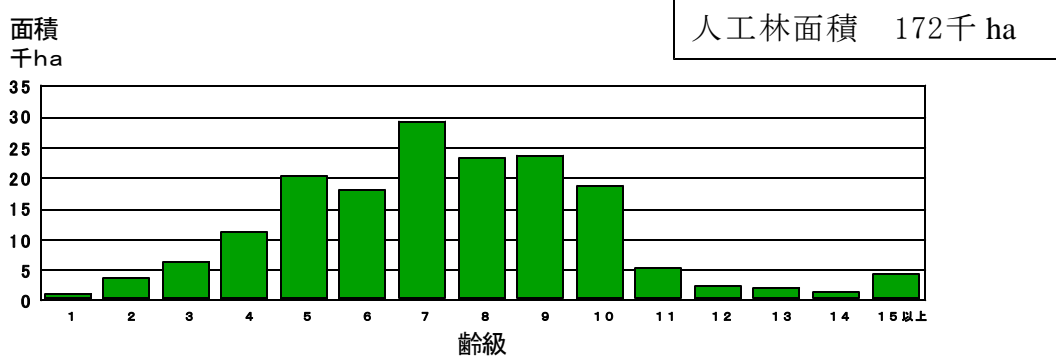


(注) 地域森林計画対象森林及び国有林の地域別の森林計画対象森林の数値。(林政課資料)

民有林の人工林は、次第に伐採が可能な林齢に達しつつあるが、21年生から50年生に大きく偏っており、間伐などの施業を必要としている。

間伐は健全な森林を造るため、立木の一部を抜き伐りする作業で、林内に適度な光を入れ、下草の発生を促すことにより表土の流出を防止するなど、森林の持つ公益的な機能を発揮させる上でも重要である。

[岡山]



(注) 年齢級とは、5年をひとくりにし、林齢1～5年生を1年齢級、6～10年生を2年齢級、以下、3年齢級、4年齢級と続く。(林政課資料)

## ○ 間伐が遅れている人工林

陽光が不足し、薄暗く下草が生えていない森林は、雨滴が林床を直撃し、表層土壌が流出している。このような森林は、土壌の浸透・保水機能が低下し、水源かん養機能が確保できなくなるばかりでなく、さらなる森林の荒廃という悪循環を招く。



間伐が遅れた森林



表土が流出し、根がむき出しの状態



林内が薄暗く下層植生が消滅している



手入れの行き届いた明るい森林

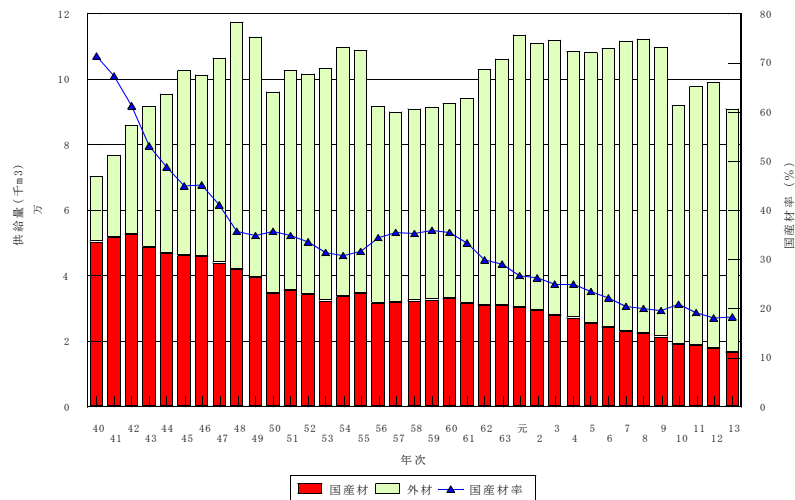
## ○ 木材需給量の推移

我が国の木材需給量の推移をみると、外材の輸入量の増加とともに、国産材の生産量は徐々に減少し、平成11年度以降の国産材率は20%を下回っている。

岡山県の木材需給は、製材用材がほとんどを占めている。全国と比べ供給量の8割近くは国産材が占めており、全国的にも有数の国産材加工県となっている。

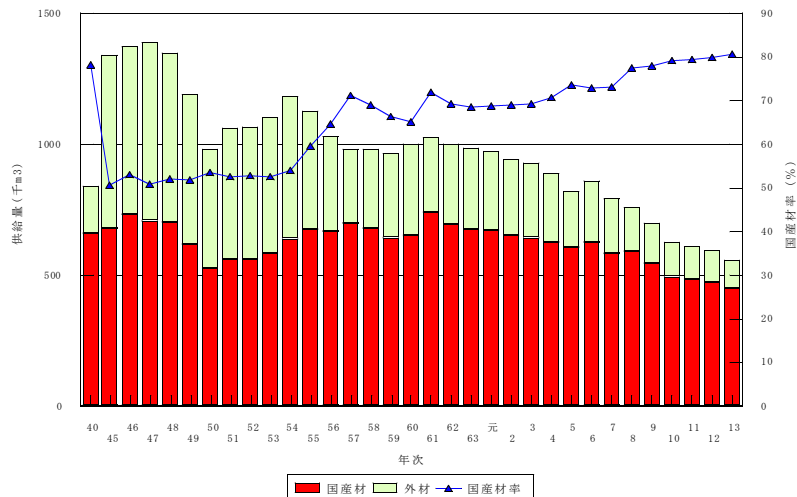
しかし、住宅の新設着工戸数の減少、建築工法等、木材の需要構造の変化により、国産材の需給量は徐々に減少しており、本県の場合、平成13年度はピーク時の約3分の2の451千 $m^3$ となっている。

全国の木材（素材）供給量の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」

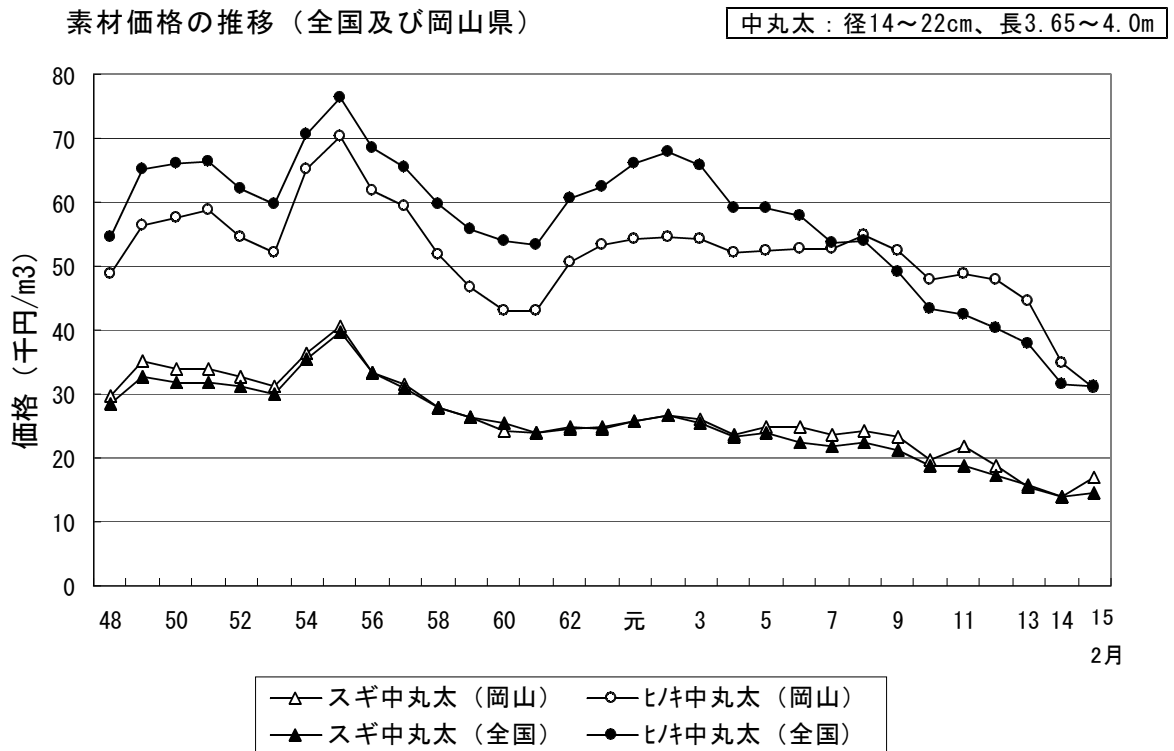
岡山県の木材（素材）供給量の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」

## ○ 木材価格の推移

素材(丸太)価格は昭和55年をピークとして長期低迷しており、平成14年の価格を昭和55年と比較したとき、スギは約40%、ヒノキは約50%にまで落ち込んでいる。

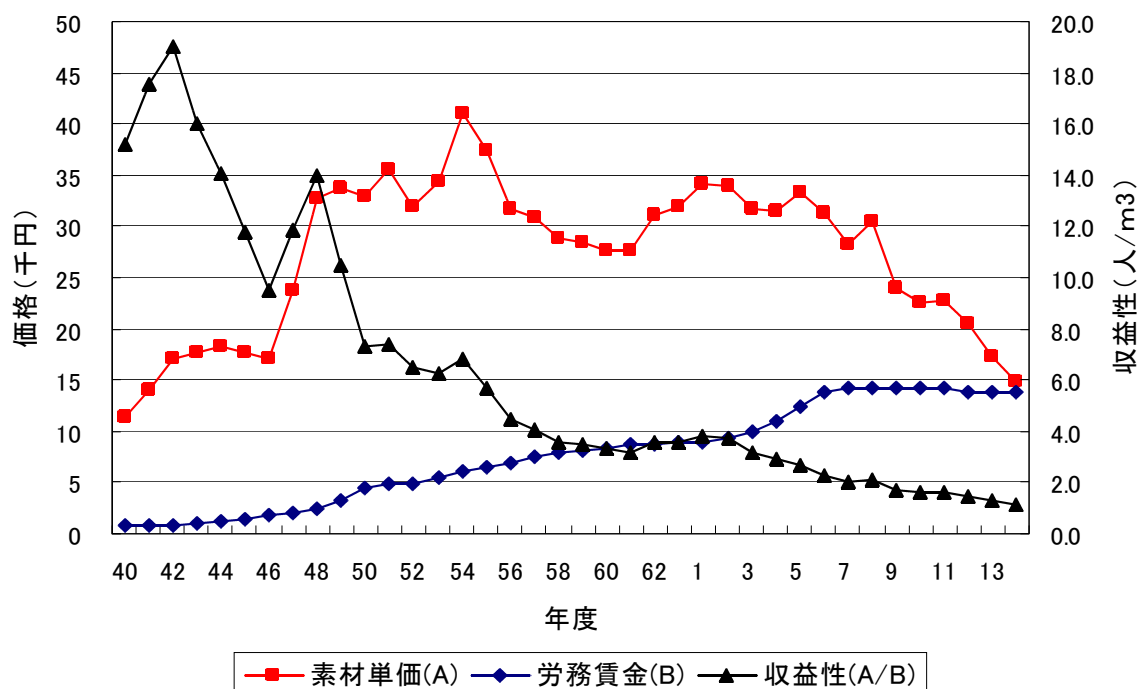


## ○ 林業経営

林業経営における1日当たりの労務賃金は、昭和40年度に750円であったものが、平成13年度には約18倍となる1万4千円程度まで上昇しているのに対し、1m<sup>3</sup>当たりの素材価格は、昭和40年度の約1万2千円と比較して、約1.5倍の1万7千円程度に留まっている。

素材価格を労務賃金で除した数値(素材1m<sup>3</sup>で雇用することのできる労働者数)と比較すると、昭和40年度が15.2人/m<sup>3</sup>であるのに対し、平成13年度には1.3人/m<sup>3</sup>に過ぎず、こうした収益性の低下が林業経営を圧迫し、森林の適切な管理を阻害する要因となっている。

素材単価と労務賃金の推移



素材単価：県森連資料、労務賃金：「林業公社30年のあゆみ 資料編」

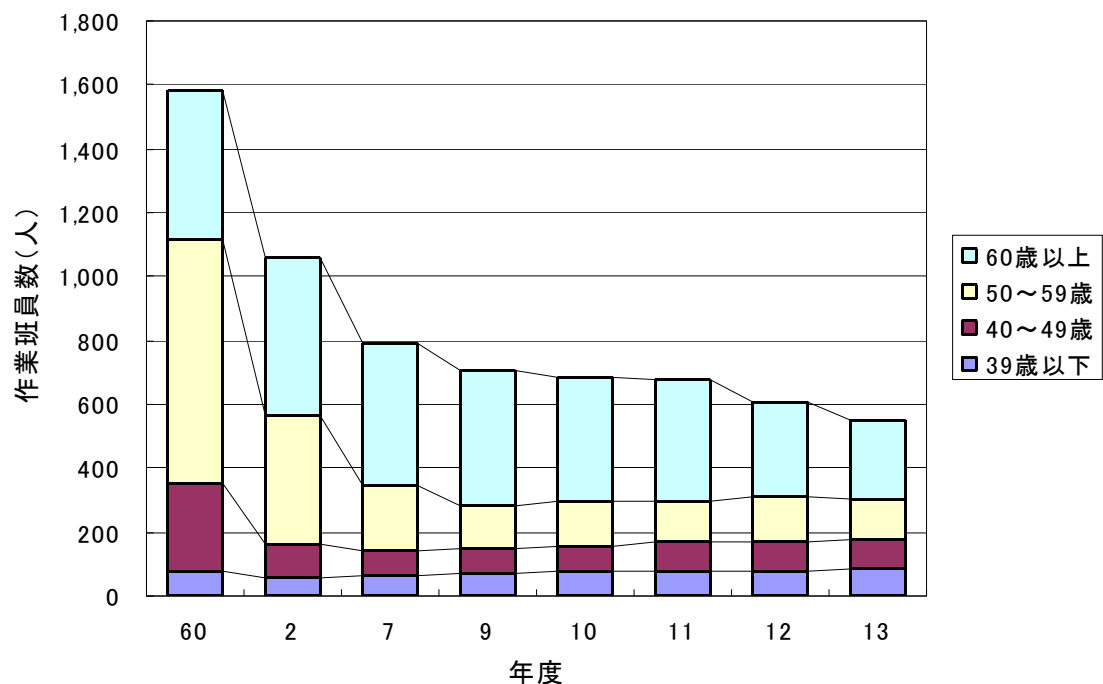
## ○ 林業労働力

岡山県の森林組合作業班員は、昭和60年頃から急速に減少し続け、平成13年度にはその約3分の1となっている。そのうち60歳以上の占める割合をみると、平成9年度以降漸減しているものの、未だ45%と比率が高く、高齢化が改善されていない。

林業労働災害の発生件数は年々漸減しているが、災害の発生頻度を度数率で見ると他産業に比べ格段に高い状況にある。

林業労働力を将来にわたり安定的に確保していくためには、各林業事業体の体質強化と就労条件の改善が必要である。

森林組合作業班員の推移(岡山県)



資料：岡山県組合指導課



### 3 課 題

本県の森林を守り育ててきた林業は、外材との厳しい競争、木材価格の長期低迷、採算性の悪化、担い手の減少や高齢化などといった多くの問題を抱え、もはや経済的に成り立ちにくい状況になっており、これまで築き上げてきた172千haの人工林の8割は、間伐など必要な手入れが行き届かない森林となっている。

間伐の遅れた森林は、土壌の浸透や保水の機能が低下し、水源かん養機能が確保できなくなるばかりでなく、山崩れなどの山地災害が発生しやすくなる。

一方、人々の意識が、快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する方向へと変化している中、水源のかん養、生活環境の保全、保健・文化的活動の場の提供など、森林の持つ公益的機能の発揮に対する県民の期待が一層高まるとともに、環境問題の顕在化から地球温暖化防止、生物多様性の保全など、森林の果たす役割が改めて見直されている。

こうした要請に応じて、森林の健全性を確保するためには、森林の恩恵を受けているすべての県民に理解と協力を求め、本県の森林を県民全体で支えていくためのシステムの構築が必要になっている。



スギの人工林（美甘村）



## 第2部 当初案の概要と課題

### 1 当初案の概要

#### (1) 考え方

前述した認識に立ち、当懇話会は、「(森林)の恩恵を受けている全ての県民に負担を求めていくとともに、その負担を通じて県民に森林の大切さを知ってもらい、県民が一体となってその維持保全に取り組むことを目指す」(前回報告書p80)税制度を検討することとした。

検討に当たっては、受益と負担の関係を明確にし、できるだけ県民に理解されやすい制度とすることが重要と考え、法定外目的税を前提とした。

法定外目的税は、平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴い、地方の課税自主権の拡大を図るために創設されたものであり、「受益と負担の関係をより意識する議論が行われ、住民の参加と関心呼び起こす契機となる」(地方分権推進委員会最終報告から抜粋)と評価されたところである。

このように、目的税は受益と負担の關係に着目するものであるが、森林の公益的機能から受ける受益の程度を計る指標としては、水の使用量が考えられる。

すなわち、森林の公益的機能のうち、私たちの生活に極めて密接な水源かん養機能はその代表的なものといえ、また、水の使用と森林の水源かん養機能の關係については、「具体的にその恩恵(受益)を数値化することや、水の使用とその恩恵(受益)を明確な因果關係を持って説明することは困難であるが、雨水が森林土壌を通じて保水され、河川等を経由して地域に供給されていることは明らかである」(前回報告書p59)と考えられる。

さらに、本県は、森林の水源かん養機能が発現される河川流域と県域とがほぼ一致しており、他県と比較しても、その機能と県民が受ける受益との關係がより明らかな自然条件を持つ地域といえる。

このように、当初案は、森林の水源かん養機能と水の使用との間には密接な關係があることから、水の使用に着目することで受益と負担の關係を明確に説明し、県民に理解されやすい税制度として、水の使用量に応じて税負担を求める課税方式(法定外目的税)を提案したものである。

なお、「県民全体で森林の保全に取り組むという水源かん養税の目的を考えると、水の使用量にかかわらず、等しく広く負担をする負担分任の原則を加味

した仕組みにすることも考えられる」（前回報告書P59）と付記したところである。

## (2) 具体的な税制度

当初案では、具体的な税制度として、水道の利用者等を納税義務者とし、税率について次の2案を提案している。（資料1）

### 〈当初案の概要〉

|       |   |             |
|-------|---|-------------|
| 納税義務者 | 水道、工業用水道の利用者又は工業用水の河川からの取水者   |             |
| 税率    | (第1案) 上限付従量制<br>(1m <sup>3</sup> 当たり1円。ただし、課税額に上限(月額100,000円)を設ける。) |             |
|       | (第2案) 段階的定額制<br>(使用水量に段階を設け、その区分毎に定額で課税する。)                         |             |
|       | (月当たりの使用水量)   | (税率)        |
|       | 100m <sup>3</sup> 未満の者  | 月額 30円      |
|       | 100m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満の者                       | 月額 100円     |
|       | 1,000m <sup>3</sup> 以上 10,000m <sup>3</sup> 未満の者                    | 月額 300円     |
|       | 10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者                   | 月額 3,000円   |
|       | 100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者                | 月額 30,000円  |
|       | 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者  | 月額 100,000円 |
| 徴収方法  | 特別徴収 (水道、工業用水道の利用者)<br>申告納付 (工業用水の河川からの取水者)                         |             |
| 税収規模  | 約3億円  |             |

これら2つの案のうち、県民全体で薄く広く負担をするという立場を維持しつつ、使用した水量にある程度応じた負担を求める制度として、第2案（段階的定額制）がより好ましいとした。

## 2 県民や関係者からの意見聴取

水源かん養税（当初案）は、薄く広く県民に負担を求めることにより、県民が一体となって森林の水源かん養機能の維持保全に取り組むことを目指すものであり、その創設には、県民、産業界及び水道事業者等関係者の理解が不可欠である。このため、県では、平成14年度に県内3か所で「おokayamaの森林を考えるシンポジウム」を開催し、森林保全に対する県民意識の醸成を図ったほか、水道事業の実態調査や当初案での特別徴収義務者である水道事業者からの意見聴取を行っ

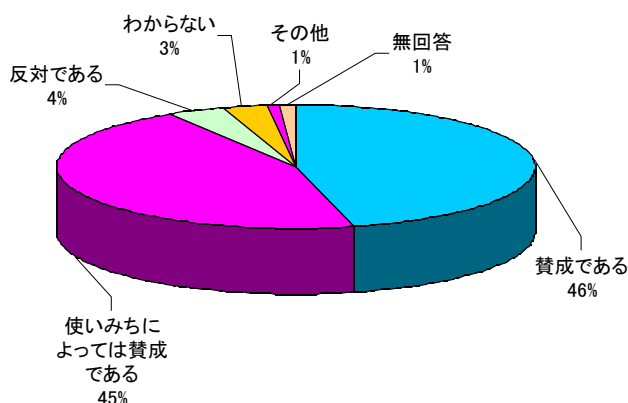
た。

### (1) シンポジウムの開催

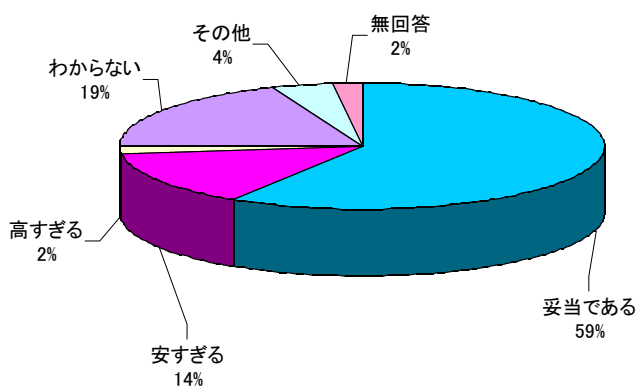
県内3か所（岡山・倉敷・津山）でシンポジウムを開催し、県民との意見交換を行うとともに、シンポジウムの参加者に対してアンケートを実施した。アンケートの結果（抜粋）は次のとおりである。（資料2，3）

回答者数：3会場562名

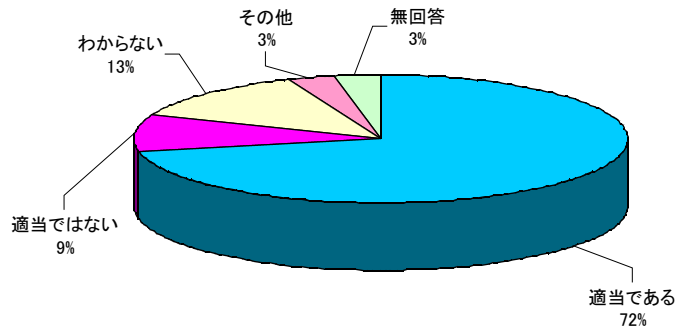
問2 森林の公益的機能（水源かん養機能等）を維持保全するために、その費用をすべての県民が広く薄く負担をすることについてどうお考えですか。



問4 岡山県税制懇話会から報告された「水源かん養税」（案）では、標準的な世帯の負担額は、月当たり30円程度となります。この金額についてどう思われますか。

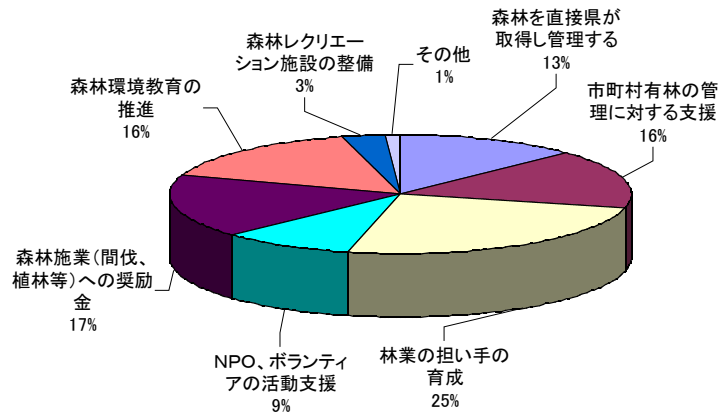


問5 岡山県税制懇話会から報告された「水源かん養税」（案）では、水道の使用量に応じて、水道料金と併せて納める方法を考えていますが、この方法についてどう思われますか。



問6 森林の水源かん養機能の維持保全について、岡山県が取り組むべきと思われる項目をお選びください。(〇は3個まで)

- 1 森林を直接県が取得し管理する
- 2 市町村有林の管理に対する支援
- 3 林業の担い手の育成
- 4 NPO、ボランティアの活動支援
- 5 森林施業（間伐、植林等）への奨励金
- 6 森林環境教育の推進
- 7 森林レクリエーション施設の整備
- 8 その他



以上のように、税導入の趣旨については、「使いみちによっては賛成である」までを含めると回答者の90%以上が理解を示しており、月額30円の負担についても妥当であるとの回答が多かった。

## (2) 水道事業の実態調査

平成14年12月に、県は、水道事業の実態を把握するため、県内76の水道事業者に対して調査票を送付し、すべての事業者から回答を得た。

調査結果を分析したところ、水道普及率が10%台の町村（奥津町、美星町）

があることや、水道料金の減免制度が市町村によって異なること、また、大規模市を中心に電算システム改修費用等水源かん養税導入に係る経費が嵩むことなどが判明した。(資料4, 5, 6, 7)

### (3) 水道事業者の意見

平成15年3月に、県は、県内76ある水道事業者のうち、70の事業者から意見聴取を行った。(資料8)

その結果、税導入の趣旨については概ね理解が得られたが、課税対象を水道使用者に限定すること、水道事業者を特別徴収義務者にするのことに對しては反対意見が出された。

また、井戸水を水源とする水道事業者から水道の供給を受けている個人と、井戸水を直接取水している個人との扱いが不平等である、税導入で水道料金の滞納が増える、税導入は水道料金の値上げと誤解される等の意見があった。

## 3 当初案の課題に係る検討

前述した県民や関係者からの意見聴取、水道事業の実態調査等の結果を踏まえ、明らかになった課題について検討した結果は次のとおりである。

### 当初案の課題に係る検討

| 課 題   | 検討結果  |
|---|---|
| <p>○公平性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県全体でみた場合の水道普及率は97.7%であるが、町村によっては10%台のところがある。<br/>奥津町：16.4%<br/>美星町：17.6%<br/>「H13年度岡山県の水道の現況」より</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県レベル（マクロ）では公平と考えられるが、地域レベル（ミクロ）では公平性が保てない場合がある。</li> </ul>             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金の減免制度が市町村によって異なる。<br/>例) 生活保護世帯、漏水・災害等<br/>公民館、共同墓地等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業者を特別徴収義務者とせざるを得ないので、県全体で統一的に低所得者等へ配慮することは難しい。</li> </ul>           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 井戸水を水源とする水道事業者から水道の供給を受けている個人と、井戸水を直接取水している個人の取り扱いが不平等である。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の井戸水取水者及びその取水量をすべて把握することは極めて困難であり、井戸水取水者からの徴税は、徴税費が膨大となる。</li> </ul> |

| 課 題   | 検討結果                                  |
|---|---------------------------------------|
| ○徴税コスト等<br>・特別徴収義務者（水道事業者）に、電算システム改修費用がかかる。 | ・電算改修費用等コスト面での対応は可能。税金に占める費用をどう考えるか。  |
| ・水道事業者に、徴収事務の負担がかかる。                        | ・特別徴収制度に係る固有の事務負担はやむを得ない。（徴収取扱手数料で対応） |
| ・税導入で水道料金の滞納が増えるとの指摘がある。                    | ・水道料金に対する税額の割合は極めて小さく、滞納額が増えるとは思えない。  |
| ・税導入は水道料金の値上げと誤解される恐れがある。                   | ・県において十分な周知が必要。                       |

## (1) 公平性

### ア 水道普及率

県全体でみた場合の水道普及率は97.7%（H13年度）であり、県レベルでは公平と考えられるが、町村によっては普及率が低いところがあり、当初案（水道料金と併せて税を徴収する方式）の場合、そうした町村においては、税負担が発生しない世帯が多くなるため、地域レベルでの公平性が保てない。（資料5）

### イ 低所得者への配慮

生活保護法による扶助受給者等低所得者に対しては、全県で統一的な軽減制度を設けることが必要と考えられるが、水道料金の減免制度が市町村によって異なっていることから、当初案では、そうした規定を設けることは困難である。（資料6）

### ウ その他

当初案は井戸水を課税の対象から外しているため、井戸水を水源とする水道事業者から水道の供給を受けている個人（この場合は課税の対象となる。）と、井戸水を直接取水している個人との間で、その取り扱いが不平等となる。

しかしながら、個人の井戸水取水を課税対象とする場合には、井戸の設置状況・使用実態等を把握する必要があるとともに、井戸水使用者からの徴税は普通徴収となるため、徴税费が膨大となる。

## (2) 徴税コスト等

### ア 電算システム改修費用

当初案は、特別徴収義務者となる水道事業者に対して、水道料金徴収システムの修正を求めることとなるが、全事業者のシステム改修費用を推計したところ、約1.6億円が必要との結果が出ている。この費用を政策税制として導入する場合の必要経費と考え、県が負担すべきとも考えられるが、初年度だけとはいえ、年間約3億円の税収のうち過半が徴税費用に使われる制度では、県民の理解を得ることは難しいと考えられる。(資料7)

### イ その他

税の導入に伴う水道事業者の事務負担は、特別徴収制度の趣旨からやむを得ないものであり、その費用負担については、徴収取扱手数料で対応することで解決できる。また、税の趣旨を周知徹底すれば水道料金の値上げと誤解されることもなく、税負担が加わることにより水道料金の滞納が増えるとも考えにくい。

### 第3部 新税制の再検討について

#### 1 課税方式の再検討

##### (1) 課税方式の考え方

当初案の抱える公平性や徴税コスト等の課題を解決するためには、当初案の見直しを行うとともに、より広い視野から、他の課税方式についても、その創設の可能性について検討していく必要がある。

当初案では、森林の公益的機能のうち、特に水源かん養機能の維持保全を目的に掲げ、水の使用に着目した法定外目的税としての税制度を検討したが、目的としているのはあくまで森林の維持保全であり、そのことを念頭に、森林の公益的機能へと視野を広げることで、水の使用にこだわらず、県民全体に負担を求めていく他の課税方式を検討することが可能となる。

しかしながら、負担水準や税収規模については、県民に薄く広く負担を求めていくという考え方から、課税方式の見直しを行う場合であっても、これまでの検討の経緯を踏襲していくべきと考える。

##### (2) 他の課税方式の検討

以上の考え方に基づき、次の3案について検討を行った。

①案は、当初案の枠組みを維持しつつ、課題の解決を図ったものであり、②案及び③案は、課税方式そのものを見直したものである。

| 課税方式<br>項目 | ①水道・井戸水定額課税方式<br>(当初案の修正)   | ②県民税均等割超過課税<br>方式  | ③県民税同時課税方式<br>(法定外目的税)  |
|------------|---|--|---|
| 納税義務者      | 水道使用者及び井戸設置者  | 県民税に同じ   | 県内に住所等を有する個人・県内に事務所等を有する法人等(県民税に同じ)   |
| 課税客体       | 水道の使用契約及び井戸の設置  | 県民税に同じ   | 納税義務者に同じ  |
| 税率         | 月額30円(工業用水は300円)  | 当初案の負担と同程度   | 当初案の負担と同程度  |
| 徴収方法       | 水道事業者等による特別徴収<br>井戸の設置者は普通徴収  | 市町村への賦課徴収委任<br>(個人), 申告納付(法人)  | 市町村への賦課徴収委任<br>(個人), 申告納付(法人)   |
| 長所・短所      | <ul style="list-style-type: none"> <li>井戸水への課税により公平性が高まる。</li> <li>水道事業者の電算システム改修費用、事務負担が軽減される。</li> <li>井戸の設置状況、使用実態等の把握や徴税に膨大な費用がかかる。</li> <li>低所得者への一律の配慮ができない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>県民に広く課税していく点で公平である。</li> <li>既存税制の活用により徴税コストが低く抑えられる。</li> <li>低所得者への配慮が可能である。</li> <li>政策税制としての位置づけが不明確になる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>県民に広く課税していく点で公平である。</li> <li>政策税制としての位置づけが明確になる。</li> <li>徴収委任について地方税法上の疑義がある。</li> <li>雇用主に新たな事務負担が発生する。</li> </ul> |



### 〈①案：水道・井戸水定額課税方式〉

水道・井戸水定額課税方式は、当初案の課題とされた公平性を確保するため、水道等の使用に加え、井戸水利用にも課税対象を広げるとともに、税率を定額とすることで、水道事業者の負担を軽減する方式である。税率については、当初案（段階的定額制）が、上水道使用者の約98%で月額30円、工業用水道使用者の約70%で月額300円の負担となっていたことから、その水準に合わせたものである。

個人の井戸水への課税により公平性が高まり、定額制とすることで、水道事業者の電算システム改修費用及び事務負担が軽減される。しかしながら、全県において井戸の設置状況・使用実態等を把握することは極めて困難であり、その把握には新たな費用がかかるとともに、その徴税のための費用が過大となる。なお、この案でも低所得者への全県で統一的な配慮という課題は解決できない。

### 〈②案：県民税均等割超過課税方式〉

県民税均等割超過課税方式は、県内に住所・事務所等を有する個人・法人等に対して課税する現行の県民税均等割を活用する方式であり、本年度から、高知県でいわゆる「森林環境税」として採用されている手法と同様のものである。

（資料9）

県民に広く一律に課税する点において一定の公平性が確保され、既存の税制度を活用することで徴税コストを低く抑えることが可能となる。また、個人の県民税均等割は、生活保護法による扶助受給者や低所得の障害者・老年者等が法律上非課税とされており、低所得者への配慮が制度的に組み入れられている。しかしながら、この方式による税は普通税であり、その税収は一般財源となることから、森林保全のための政策税制という位置づけがあいまいになる。

### 〈③案：県民税同時課税方式〉

県民税同時課税方式は、②案の県民税均等割超過課税方式による超過分を取って別個の独立した目的税として徴収するものであり、課税客体や徴収方法は②案と同じでありながら、法定外目的税として新たな税目を創設する方式である。これは、普通税である県民税の一部として徴収することとなる②案では、

税収を特定の用途に用いる政策税制として県民に分かりにくいものとなるとの考えによるものである。

②案同様、薄く広く県民に負担を求めることで一定の公平性が保たれ、かつ目的税とすることで、森林保全の政策税制という位置づけが明確になる。しかしながら、県民税と同じ仕組みの税が新たに創設されることとなるので、雇用主にとっては、給与所得者からの特別徴収事務が新たに発生するほか、市町村にとっても、県民税と同様の事務負担が新たに加わることとなる。

なお、個人の県民税の賦課徴収事務は、地方税法第41条によって市町村民税の徴収と併せて市町村が行うこととされている。これに対し、他の県税の賦課徴収事務を市町村が処理しようとする場合には、「市町村が同意した場合には、県税の賦課徴収に関する事務の一部を処理することができる」旨の規定（同法第20条の3）によることとなるが、新たに導入する税の賦課徴収事務の全部をこの規定により市町村に委ねることが可能かどうかについては疑義がある。また、仮に可能だとしても、市町村がその事務を処理する場合には、団体の意思を決定する必要があることから、当該市町村の議会の議決が必要となる。

## 〔検討結果〕

この税の大きな目的である県民意識の醸成という観点からすれば、課税方式は、政策税制として県民に分かりやすい法定外目的税とするのが望ましい。

そこで、法定外目的税として、当初案を修正した①案の水道・井戸水定額課税方式及び他の課税方式である③案の県民税同時課税方式を提起した。しかしながら、この2つの課税方式は、膨大な徴税費用、低所得者への配慮の困難性を勘案すると、県民の理解を得ることは困難であると考えられる。また、関係者に過重な負担を強いることとなる制度では、その協力が見込めず、税制度として実効性に乏しいものとなる。

また、③案の場合、森林の「水源かん養機能」から受ける受益を「水の使用」という指標で明確にできる当初案と違い、森林の公益的機能全体から受ける社会的受益を計る指標を明確にできないが、税理論としては、こうした受益と負担の関係を明確にできない税が目的税としてふさわしいかどうかについては、疑義がある。

そこで、一定の公平性を確保しながら、関係者の事務負担を軽減し、徴税コストを低く抑えて財源を有効に使う、という観点から考え得る他の課税方式を検討することが必要となってくる。

②案の県民税均等割超過課税方式は、薄く広く県民に負担を求めていくという点で公平であり、徴税コストや低所得者への配慮という点において優れている。また、既存の制度を活用することで、関係者の事務負担を最小にする方式であり、実現性が高く、現時点で導入するには最も妥当なものと考えられる。

さらに、森林には水源かん養機能のみならず、洪水や土砂崩れの防止、レクリエーションの場の提供、二酸化炭素の固定など様々な公益的機能があり、税創設の目的が森林の維持保全であることを考えたとき、水源かん養機能の受益者ばかりでなく、県民全体を受益者とする方式の採用には、合理性が認められる。

ただし、この方式による税は普通税であり、その税収は一般財源となることから、政策税制としての位置づけがあいまいなものとなる。そのため、森林保全に対する意識醸成という目的を達成するためには、使途を明確にすることが必要となる。

### (3) 税率の考え方

税創設の目的を森林の公益的機能の維持保全に拡大して考えたとき、使途についても視野を広げて見直すことが必要となる。しかしながら、森林の水源かん養機能は他の公益的機能と密接不可分の関係にあることから、使途の再検討は当初案の枠組を基本に行うこととなる。そこで、税収規模については、当初案の約3億円をベースに、ある程度拡大して考えることとした上で、税率の検討を行った。

個人の税負担については、当初案の負担水準（標準世帯で年額360円）やシンポジウム参加者のアンケート結果等を踏まえて年額400円～500円の範囲で考えることとした。

(参考)シンポジウム参加者アンケートの結果—月30円の税率について  
→妥当である(59%)、高すぎる(2%)、安すぎる(14%)

法人の税負担については、森林からの個々の受益の程度を推し量ることは不可能であるため、全ての受益者に等しい負担で森林保全に参加してもらうとの考え方に立てば、個人と同じ額になる。

当懇話会では、個人、法人とも一律一定額を上乗せする案を〔モデル1〕とし、超過額を400円又は500円とする2案を検討した。

これに対し、法人については、現行の県民税均等割が資本等の規模に応じて段階的となっていることから、それぞれに同率で上乗せすることが公平であるとする考え方がある。そこで、個人の超過額を400円又は500円とした上で、個人と法人の税収割合を過去5年間の県民税の税収割合に準じて3：1と設定し、法人については、均等割の税率に一定割合で上乗せする案を〔モデル2〕として、比較検討を行った。

#### 〔モデル1〕

【個人・法人】いずれも一律一定額を上乗せ

| ①超過額：400円       | ②超過額：500円       |
|-----------------|-----------------|
| 個人県民税の税収：2.72億円 | 個人県民税の税収：3.41億円 |
| 法人県民税の税収：0.18億円 | 法人県民税の税収：0.22億円 |
| 合計：2.90億円       | 合計：3.63億円       |

#### 〔モデル2〕

【個人】一定額を上乗せ

【法人】一定割合の額を上乗せ

| ①個人県民税の超過額：400円<br>法人県民税の超過額：標準税率の<br>4%相当額<br>税収：3.62億円 | ②個人県民税の超過額：500円<br>法人県民税の超過額：標準税率の<br>5%相当額<br>税収：4.54億円 |
|--|--|
|--|--|

| (法人の超過税率)          | ①4%     | ②5%     | 均等割の税率   |
|--------------------|---------|---------|----------|
| 資本等の金額が50億円超の法人    | 32,000円 | 40,000円 | 800,000円 |
| 〃 10億円超50億円以下の法人   | 21,600円 | 27,000円 | 540,000円 |
| 〃 1億円超10億円以下の法人    | 5,200円  | 6,500円  | 130,000円 |
| 〃 1,000万円超1億円以下の法人 | 2,000円  | 2,500円  | 50,000円  |
| 〃 1,000万円以下の法人     | 800円    | 1,000円  | 20,000円  |

## 〔検討結果〕

当懇話会では、県民税均等割の仕組みや法人の果たしている社会的役割等を考慮しながら検討した結果、個人の超過額（超過税率）を500円、法人の超過額（超過税率）を現行の均等割税率の5%相当額とするモデル2の②が適当であるとの結論に至った。

すなわち、県民税均等割は住民が地方団体から等しく行政サービス（例えば教育、道路、警察）を受けるという受益関係に着目して一定額が課され、負担分任の原則の下、地方団体の構成員に広く薄く負担を求めるものであり、この制度を活用することは、森林の公益的機能という県民共有の財産を、その受益者である県民が一体となって維持保全するための財源を確保するという、本税の趣旨にふさわしいものである。

その上で、個人を定額とし、法人を段階制としたのは、森林の公益的機能から受ける受益は、個人と法人とではその規模と内容において異なっており（個人については生活する上での受益、法人については事業活動を営む上での受益）、個人と法人とを単純に同負担の定額制とすることには理解が得られないと考えられるからである。

また、法人県民税均等割は、法人の資本等の金額の多寡によって、税負担能力（担税力）に差があること、中小法人等に対して負担の軽減を図る必要があること等から、資本等の金額に応じ、標準税率においても段階制が採用されていると考えられ、本税においても、同様の趣旨から超過税率に段階を設けるのが適当であると考ええる。

次に、モデル2のうち、①と②のどちらが適当であるかについては、現在の森林の荒廃の状況を考えたとき、早急に抜本的対策を講じる必要があり、そのためにはできるだけ多くの財源が必要との認識から、②が適当であると判断したものである。

## 2 使途の再検討

### (1) 使途の考え方

前回の報告書においては、森林の持つ多面的な機能の中で、特に水源かん養機能に着目し、森林の維持保全を図っていく方策として、森林所有者等への直接的な助成ではなく、県、市町村が主体的に責任を持ってその整備を行うことが、より県民の理解を得やすいとの考え方から県や市町村が直接整備する事業を優先すべきものとしていた。(前回報告書P 67)

これに対し、このたびの懇話会では、水源かん養機能のみでなく、森林の持つ様々な公益的な機能に着目し、森林の機能を持続的に発揮させるためには、県や市町村による直接整備に加え、間伐をはじめとする森林の適正な整備を推進していくとともに、林業の担い手の育成、木材の利用促進といった幅広い角度から総合的な施策を講じていくことが必要であり、次の3点から取り組むべきものとする。

#### ○ 水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

人工林において、森林の公益的機能を将来にわたって持続的に発揮させるには、造林から下刈り・除間伐などの保育作業を経て、伐採に至るまでの一連の適時・適切な施業が必要である。本県の人工林の大部分が間伐などの手入れを要する時期に来ていることを考慮すれば、手入れ不足の森林に対して森林所有者に適正な施業を実行するよう働きかけ、自助努力を促進しなければならない。

また、水源かん養や山地災害防止など公益的機能を発揮させる上で、重要な地域の森林に対しては、伐期を長期化したり、広葉樹を混交させるなど多様な森づくりを目指すべきである。

しかし、森林保全上、特に重要な地域にありながら、不在村者所有などのために適正な施業が期待できない場合は、森林の有する公益的機能は県民共通の財産であるとの認識に立って、県、市町村が森林所有者に代わって直接維持保全していくことも検討すべきである。

#### ○ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

森林の整備に当たっては、これを担う林業労働者の存在が不可欠である。林

業労働はその大部分を森林組合や素材生産事業者などに雇用された労働者に依存しているが、その労働環境は、季節や天候に左右されやすい上、零細な雇用主が多く、社会保障制度等の就労条件が未整備であることから、労働者の就労条件の改善を図り、若く優秀な人材を育成確保することが求められる。

また、木材の幅広い利活用は、造林から伐採に至るまでの一連の林業生産活動を活性化させ、適正な森林整備を促進する上で重要な課題であることから、循環資源である木材の積極的な利用を促進するとともに、その利用拡大を図るため、木質資源の新たな利用技術や用途の開発を推進することも必要である。

## ○ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

森林の公益的機能は、その恩恵をすべての県民が等しく享受するなど、県民共通の財産であり、将来にわたって享受しつづけるためには、県民が一体となって森林を適正に維持・保全していくことが必要である。

そのためには、森林や林業の役割やその重要性、岡山の森林の現状と課題、森林整備の取組みなどについて、県民に情報を提供して森林整備活動への理解や協力を得るとともに、森林ボランティア指導者の養成や森林・林業教育に必要な人材を育成して、森林体験活動や里山林など身近な緑の保全活動を促進していくことも必要である。

## (2) 具体的な施策

(1)で述べた3つの展開方向のもとに、次のような取組みが考えられる。

## ○ 水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

### ア 健全な人工林の整備

#### ・ 適正な間伐等の促進

間伐は健全で活力ある森林を育成するために欠くことのできない作業であり、間伐の必要な面積は、スギやヒノキの人工林の8割にも達することから積極的な促進を図る。

#### ・ 間伐材の搬出を促進

間伐材の有効利用は、森林所有者の経営意欲を喚起し、森林の適正な

整備を増進させることから、間伐材の搬出を促進する。

## イ 多様な森づくり

### ・巨木の森、針葉樹と広葉樹が混交した森づくりなどの推進

清らかな水と優れた木材を同時に育む「巨木の森」や森林の持つ多様な機能を高度に発揮することのできる、針葉樹と広葉樹が混交した森づくりを推進する。

## ウ 特に重要な森林の公的整備

### ・市町村と所有者との協定による森林整備

適正な間伐等が実施されていない森林について、森林所有者と市町村が一定期間の伐採を制限するなど、協定を締結して市町村による森林整備を促進する。

### ・公有化による森林の保全・整備

大面積にわたる集中的な伐採を回避するため、伐採予定地の一部を公有化して「巨木の森」などに誘導する。また、大面積にわたって伐採され、放置されたままとなっている森林の荒廃を防止するため、その一部を公有化して針葉樹と広葉樹が混交した森などに誘導する。

## ○ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

### ア 林業労働者の就労条件の整備

#### ・事業体の雇用体制の改善など就労条件の整備を促進

林業への若年労働者の新規就業と定着を促進するため、森林組合や素材生産事業者などの事業体に雇用されている労働者の就労条件や労働環境の改善、受入れ体制を整備する。

### イ 若い担い手の育成

#### ・林業に必要な知識や技能を備えた人材の育成

多様な森林整備を進め、木材の伐採・搬出などの労働生産性を向上させるため、林業に関する広範な知識と高度な技能を兼ね備えた労働者を育成確保する。

### ウ 木材の利用促進

#### ・県産材の利用拡大対策の積極的な推進



木材の利用促進は、林業と木材産業を活性化させ、森林の適正な整備に貢献することから、県産材の利用拡大を推進する。

・ **新たな木材利用技術の開発**

木材の利用拡大を図るため、木質資源の新たな利用技術や用途の開発を推進する。

○ **森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進**

ア **県民への情報提供等**

・ **森林・林業の役割やその重要性、岡山県の森林の現状と課題についての広報活動**

森林の働きや林業の役割等についての積極的な情報の発信など、県民と森林との関わりを深めるための広報活動を行う。

・ **森林整備の取組みに関する情報提供**

本県における森林の適正な整備活動の取組みについての情報を提供し、森林について理解を深めてもらう。

イ **森づくりのための人材養成**

・ **森林ボランティア指導者の養成**

多くの県民が森づくりに参加できるよう、森林ボランティア活動の指導者を養成する。

・ **森林・林業教育に必要な人材の育成**

学校、教育機関等との連携を図り、森林体験学習等を行うために必要な人材を育成する。

ウ **県民の直接参加による森づくり**

・ **森林体験活動等による森林環境教育の推進**

小・中学生をはじめ多くの県民を対象とした森林教室や自然観察会等を開催するなど森林体験活動を推進する。

・ **里山林などふるさとの緑の保全活動を促進**

ボランティア団体や地域住民による、里山林などふるさとの緑の保全活動を促進する。

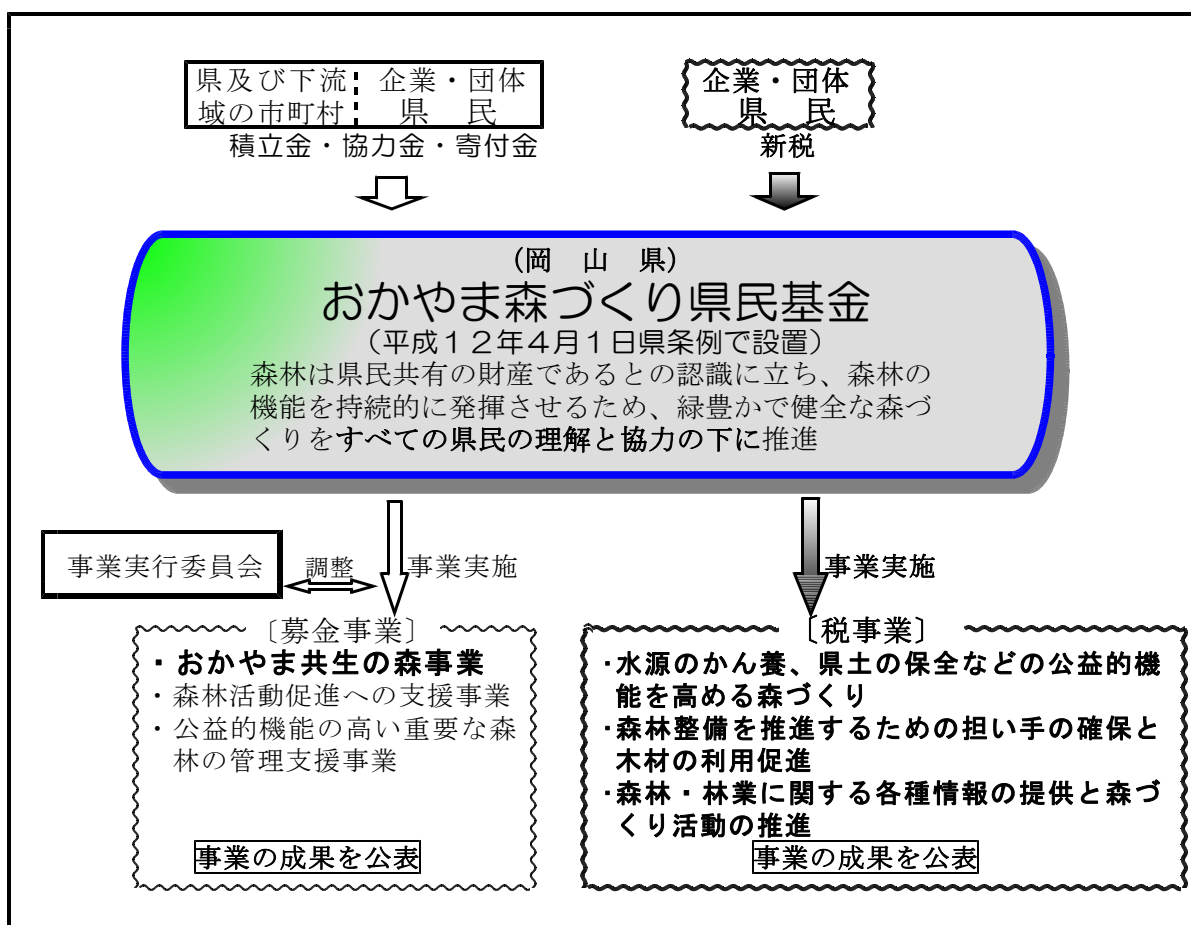
### (3) 用途を限定する仕組み

県民税均等割超過課税方式により徴収した税収は一般財源となることから、用途を特定するには税収を基金に積み立てるなどの措置が必要になる。本県にはすでに本税と同様、県民参加による森林保全を目的とする「おかやま森づくり県民基金」が県条例に基づき設置されているところであり、新たな基金を設置するよりも本基金を活用するのが妥当である。(資料10)

その際、募金と税は元来性格の異なるものであるため、従来の募金による事業と税による事業とは事業内容や経理を明確に区別すべきである。したがって、募金事業はボランティアによる森づくりの実践活動である「共生の森事業」を重点的に実施するものとし、本税による事業は募金事業以外の幅広い事業に充てるなど、県民の誤解を生じないようにする必要がある。

さらに、その用途及び成果を県民に分かりやすい形で公開し、透明性の確保を図ることが重要である。

おかやま森づくり県民基金を活用する場合の資金の流れ



## 税収の使途

水源のかん養、県土の保全などの  
森林の持つ公益的機能を高める森づくり



健全な人工林の整備



多様な森づくり



特に重要な森林の公的整備

森林整備を推進するための担い手の  
確保と木材の利用促進



林業に必要な知識や  
技能を備えた人材の  
育成 等



県産材の利用拡大対策の  
積極的な推進 等

## 森林の公益的な機能を持続的に発揮



水源かん養機能  
山地災害防止機能  
野生鳥獣保護機能  
保健休養機能  
大気保全機能 等



森林・林業に関する各種情報の  
提供と森づくり活動の推進



県民への情報提供等



森づくりのための人材養成



県民の直接参加による森づくり

## お わ り に

今回提案する税制度は、広く県民に負担を求め、それを財源とした森林保全事業を実施し、その成果を県民に示していくことで、県民に森林の大切さを知ってもらうことを主たる目的としている。

したがって、その導入に当たっては、積極的かつ効果的な広報活動を通じて、県民や産業界、市町村の理解を得ていくことが不可欠であるが、その際、本税の目的や課税方式にふさわしい新税としての通称を付けることも有効と考えられる。また、導入後は、税収を活用した適正な森林保全施策を着実に進め、その結果を分かりやすく県民に説明していかなければならない。

なお、本税の実施期間については、概ね5年間とし、政策税制としての導入効果を検証した上で、制度の見直しを検討するのが適切と考える。

確実に深刻化しつつある森林の荒廃に歯止めをかけ、森林（その公益的機能）を県民共有の財産として次世代に引き継いでいくためには、森林の公益的機能の恩恵を受けているすべての県民の理解と協力の下、一体となって森林保全に取り組んでいくことが求められる。

本税の導入によって、県民の意識が森林の持つ公益的機能に向けられるとともに、森林保全のための各種の施策が確実に推進されることを期待したい。

## 森林保全を目的とする税制案の概要

(岡山県税制懇話会の再検討結果)

| 項 目          | 内 容  |           |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
|--------------|--|-----------|--------|-----|-------|-------------|---------|--------------|-------------|---------|-------------|-------------|--------|-------------|------------|--------|--------|------------|--------|
| 目 的          | <p>県民共有の財産である、水源かん養機能をはじめとする森林の公益的な機能を持続的に発揮させるため、すべての県民に薄く広く負担を求め、それを財源とした森林保全事業を実施し、その成果を県民に示していくことで、県民に森林の大切さを知ってもらうとともに、県民一体となって森林の維持保全に取り組むことを目指す。</p>  |           |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 納税義務者        | <p>1月1日現在で県内に住所等を有する個人、県内に事務所等を有する法人等</p>  |           |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 税 率          | <p>個人：超過額500円（現行の個人県民税均等割：年額1,000円）<br/>           法人：超過額（＝均等割の5%相当額）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資本等の金額の区分</th> <th style="width: 30%;">現行の均等割</th> <th style="width: 30%;">超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>  | 資本等の金額の区分 | 現行の均等割 | 超過額 | 50億円超 | 年額 800,000円 | 40,000円 | 10億円超～50億円以下 | 年額 540,000円 | 27,000円 | 1億円超～10億円以下 | 年額 130,000円 | 6,500円 | 1千万円超～1億円以下 | 年額 50,000円 | 2,500円 | 1千万円以下 | 年額 20,000円 | 1,000円 |
| 資本等の金額の区分    | 現行の均等割   | 超過額       |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 50億円超        | 年額 800,000円  | 40,000円   |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 10億円超～50億円以下 | 年額 540,000円  | 27,000円   |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 1億円超～10億円以下  | 年額 130,000円  | 6,500円    |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 1千万円超～1億円以下  | 年額 50,000円   | 2,500円    |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 1千万円以下       | 年額 20,000円   | 1,000円    |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 県民税の徴収方法     | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(個人)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">給与所得者</div> </div> <p>普通徴収 ↓      特別徴収 ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 auto; width: 60px;">雇用主</div> <p>↓ 納入</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 auto; width: 60px;">市町村</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(法人)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">事業者</div> <p>↓ 申告納付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 auto; width: 60px;">県</div> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">→ 払込 →</p> |           |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 税収規模         | <p>年約4.5億円</p>   |           |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 税収使途         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源のかん養、県土の保全など森林の持つ公益的機能を高める森づくり</li> <li>・ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進</li> <li>・ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進</li> </ul>   |           |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 使途を限定する仕組み   | <p>税収はすべて「おかやま森づくり県民基金」に繰り入れ、基金の目的である森林保全のための事業に限って支出する。</p>   |           |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |
| 実施期間         | <p>5年間（税導入効果を検証して見直しを検討する）</p>   |           |        |     |       |             |         |              |             |         |             |             |        |             |            |        |        |            |        |



## 参 考 資 料

- 〔資料1〕 水源かん養税（当初案）の概要
- 〔資料2〕 「おかやまの森林を考えるシンポジウム」開催状況
- 〔資料3〕 「おかやまの森林を考えるシンポジウム」参加者アンケート結果
- 〔資料4〕 水道事業実態調査結果
- 〔資料5〕 市町村別水道普及状況図
- 〔資料6〕 水道料金の減免制度
- 〔資料7〕 水源かん養税導入に係る経費等
- 〔資料8〕 「水源かん養税」に関する水道事業者の意見
- 〔資料9〕 県民税均等割の概要
- 〔資料10〕 おかやま森づくり県民基金事業の概要
- 〔資料11〕 岡山県税制懇話会設置要綱
- 〔資料12〕 岡山県税制懇話会の開催状況
- 〔 〃 〕 岡山県税制懇話会委員（特別委員）名簿

[資料 1]

水源かん養税（当初案）の概要

| 項目   | 内容  |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
|--|---|-------------|------|------------------------|--------|---|---------|--|---------|---|-----------|--|------------|------------------------------|-------------|
| 目的   | 森林の水源かん養機能を維持保全するために、その恩恵を受けているすべての県民に負担を求めていくとともに、その負担を通じて、県民に森林の大切さを知ってもらい、県民が一体となってその維持保全に取り組むことを目指す。  |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 納税義務者  | 水道、工業用水道の使用量又は工業用水の河川からの取水者   |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 税率   | <p>(第1案) 上限付従量制<br/>(1m<sup>3</sup>当たり1円。ただし、課税額に上限(月額100,000円)を設ける。)</p> <hr/> <p>(第2案) 段階的定額制<br/>(使用水量に段階を設け、その区分毎に定額で課税する。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(月当たりの使用水量)</th> <th>(税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100m<sup>3</sup>未満の者</td> <td>月額 30円</td> </tr> <tr> <td>100m<sup>3</sup>以上 1,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td>月額 100円</td> </tr> <tr> <td>1,000m<sup>3</sup>以上 10,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td>月額 300円</td> </tr> <tr> <td>10,000m<sup>3</sup>以上100,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td>月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000m<sup>3</sup>以上1,000,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td>月額 30,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000m<sup>3</sup>以上の者</td> <td>月額 100,000円</td> </tr> </tbody> </table> | (月当たりの使用水量) | (税率) | 100m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 30円 | 100m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 100円 | 1,000m <sup>3</sup> 以上 10,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 300円 | 10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 3,000円 | 100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 30,000円 | 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者 | 月額 100,000円 |
| (月当たりの使用水量)  | (税率)  |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 100m <sup>3</sup> 未満の者                               | 月額 30円  |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 100m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満の者        | 月額 100円   |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 1,000m <sup>3</sup> 以上 10,000m <sup>3</sup> 未満の者     | 月額 300円   |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者    | 月額 3,000円   |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 30,000円  |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者                         | 月額 100,000円   |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 徴収方法   | 特別徴収（水道、工業用水道の使用量）<br>申告納付（工業用水の河川からの取水者）   |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 税の仕組み  | <p>(水道、工業用水道の使用量) (工業用水の河川からの取水者)</p> <pre> graph TD     subgraph LeftSide [水道、工業用水道の使用量]         WU1[水の使用量] -- 特別徴収 --&gt; SO[事業者]     end     subgraph RightSide [工業用水の河川からの取水者]         WU2[水の使用量] -- 申告納付 --&gt; P[県]     end     SO -- 申告納入 --&gt; P     </pre>  |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 税収規模   | 約3億円  |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 税収使途   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「おかやま水源の森」の設置</li> <li>・公的な森林管理を行う市町村に対する支援</li> <li>・水源かん養体験の森づくり</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>   |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 実施期間   | 社会情勢の変化等を勘案して概ね5年を目途に見直す。   |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 導入に際しての課題  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税創設に対する県民、産業界の理解</li> <li>・水道供給事業者の協力<br/>(事業者の事務負担、事業者が行う事業との調整、徴収不能分の取扱い)</li> <li>・賦課徴収体制の整備</li> </ul>  |             |      |                        |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |



## 「おokayamaの森林を考えるシンポジウム」開催状況

### ○津山会場

日 時：平成14年7月27日（土）13時30分～16時30分

場 所：グリーンヒルズ津山「リージョンセンター」

テーマ：「豊かな岡山の森林を次世代へ引き継ぐために」

－森林を守るために、今、私たちは何をすべきか－

参加者数：390名

内 容：（1）基調講演 講師：神崎 宣武（民俗学者）

（2）パネルディスカッション

コーディネーター 千葉 喬三（岡山大学副学長）

パネリスト 神崎 宣武（民俗学者）

地職 恵（森林インストラクター）

中里 実（東京大学法学部教授）

福原 美保（お通工房代表）

### ○倉敷会場

日 時：平成14年9月14日（土）13時30分～16時30分

場 所：くらしき健康福祉プラザ

テーマ：「豊かな岡山の森林を次世代へ引き継ぐために」

－森林を守るために、今、私たちにできること－

参加者数：300名

内 容：（1）基調講演 講師：太田 猛彦（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

（2）パネルディスカッション

コーディネーター 岡本輝代志（岡山商科大学商学部教授）

パネリスト 石島 弘（岡山大学法学部教授）

太田 猛彦（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

土屋 瞳（サンレディース倉敷会員）

藤井 直彦（森林ボランティア：櫛の杜塾塾長）

石井 正弘（岡山県知事）

### ○岡山会場

日 時：平成14年12月7日（土）13時30分～16時30分

場 所：岡山県総合福祉会館

テーマ：「豊かな岡山の森林を次世代へ引き継ぐために」

－水源かん養税が目指すもの－

参加者数：350名

内 容：（1）基調講演 講師：岡野 健（(財)日本木材総合情報センター「木のなんでも相談室」室長）

演題：「木によって（依って）暮らす」

（2）パネルディスカッション

コーディネーター 岡本輝代志（岡山商科大学商学部教授）

パネリスト 千葉 喬三（岡山大学副学長）

中里 実（東京大学法学部教授）

中島浩一郎（銘建工業株式会社代表取締役専務）

藤本サチミ（玉野市消費生活問題研究協議会副会長）

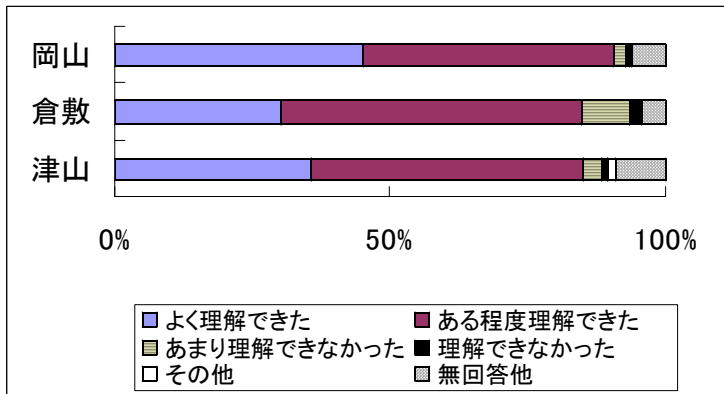
石井 正弘（岡山県知事）

## 「おokayamaの森林を考えるシンポジウム」参加者アンケート結果

(岡山会場：参加者350名中182名回答 回答率：52%)  
 (倉敷会場：参加者300名中156名回答 回答率：52%)  
 (津山会場：参加者390名中224名回答 回答率：57%)

問1 本日のシンポジウムでは、岡山県の森林の現状、森林保全の重要性等について、議論を行いました。どのような感想を持たれましたか。

- 1 よく理解できた 2 ある程度理解できた 3 あまり理解できなかった  
 4 理解できなかった 5 その他



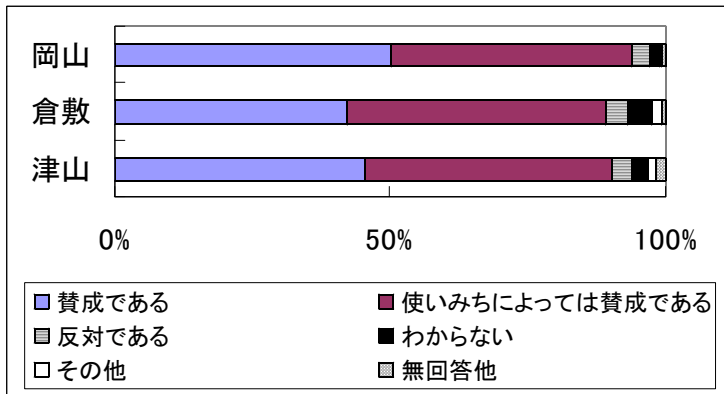
よく理解できた  
 岡山会場 45%  
 倉敷会場 30%  
 津山会場 36%

ある程度理解できた  
 岡山会場 45%  
 倉敷会場 55%  
 津山会場 49%

合計  
 岡山会場 90%  
 倉敷会場 85%  
 津山会場 85%

問2 森林の公益的機能（水源かん養機能等）を維持保全するために、その費用をすべての県民が広く薄く負担をすることについてどうお考えですか。

- 1 賛成である 2 使いみちによっては賛成である 3 反対である  
 4 わからない 5 その他



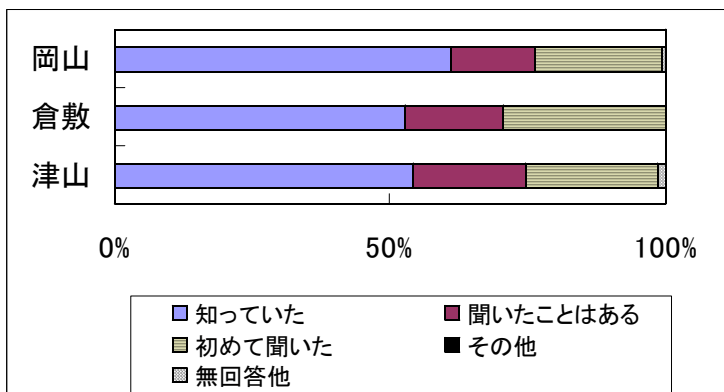
賛成  
 岡山会場 49%  
 倉敷会場 42%  
 津山会場 45%

使いみちによっては賛成  
 岡山会場 44%  
 倉敷会場 47%  
 津山会場 45%

合計  
 岡山会場 93%  
 倉敷会場 89%  
 津山会場 90%

問3 森林の水源かん養機能の維持保全を図るために、岡山県では「水源かん養税」の導入を検討していますが、ご存じでしたか。

- 1 知っていた 2 聞いたことはある 3 初めて聞いた  
 4 その他



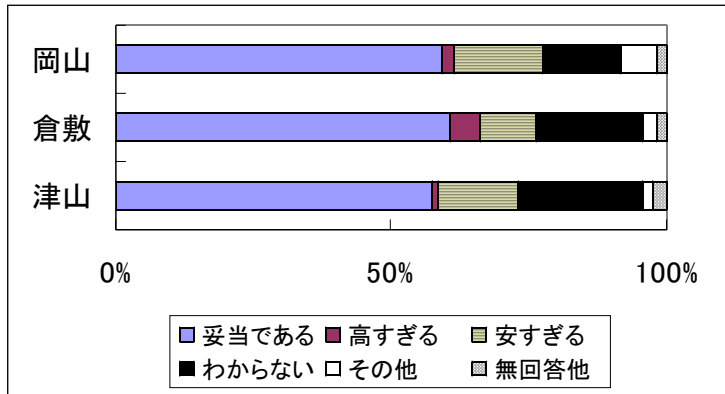
知っていた  
 岡山会場 61%  
 倉敷会場 53%  
 津山会場 54%

聞いたことはある  
 岡山会場 15%  
 倉敷会場 18%  
 津山会場 21%

合計  
 岡山会場 76%  
 倉敷会場 71%  
 津山会場 75%

問4 岡山県税制懇話会から報告された「水源かん養税」(案)では、標準的な世帯の負担額は、月当たり30円程度となります。この金額についてどう思われますか。  
(税の概要は、同封のパンフレット「豊かな岡山の森林を次世代へ引き継ぐために」にあります。)

- 1 妥当である 2 高すぎる 3 安すぎる 4 わからない 5 その他



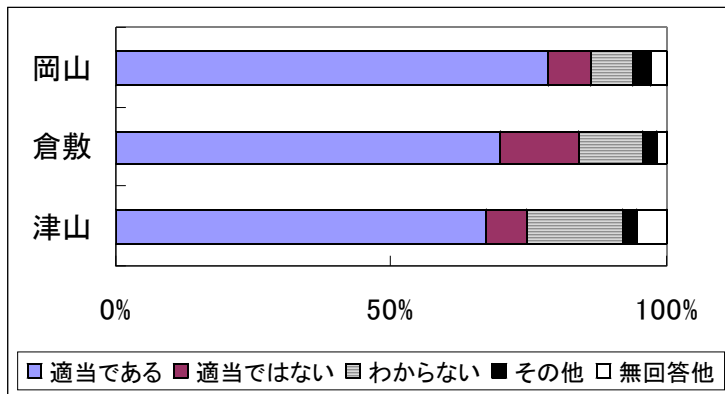
妥当である  
岡山会場 59%  
倉敷会場 61%  
津山会場 57%

高すぎる  
岡山会場 2%  
倉敷会場 5%  
津山会場 1%

安すぎる  
岡山会場 16%  
倉敷会場 10%  
津山会場 15%

問5 岡山県税制懇話会から報告された「水源かん養税」(案)では、水道の使用量に応じて、水道料金と併せて納める方法を考えていますが、この方法についてどう思われますか。

- 1 妥当である 2 妥当ではない 3 わからない 4 その他

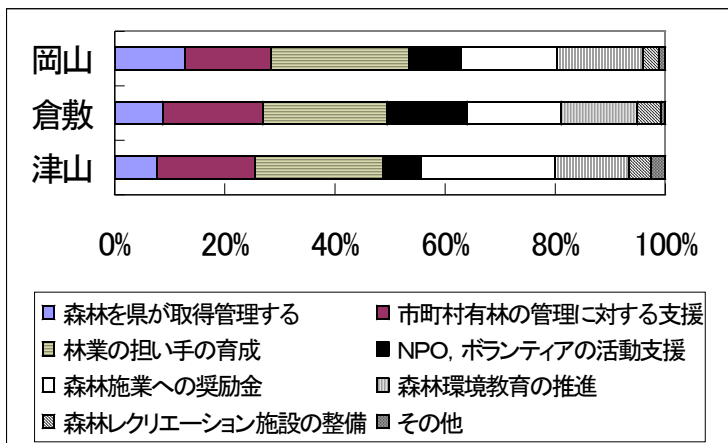


妥当である  
岡山会場 78%  
倉敷会場 69%  
津山会場 68%

妥当でない  
岡山会場 8%  
倉敷会場 14%  
津山会場 7%

問6 森林の水源かん養機能の維持保全について、岡山県が取り組むべきと思われる項目をお選びください。(〇は3個まで)

- 1 森林を直接県が取得し管理する
- 2 市町村有林の管理に対する支援
- 3 林業の担い手の育成
- 4 NPO、ボランティアの活動支援
- 5 森林施業(間伐、植林等)への奨励金
- 6 森林環境教育の推進
- 7 森林レクリエーション施設の整備
- 8 その他



〇回答数が多い項目

岡山会場(回答者182名)

- 1 林業の担い手の育成(117名)
- 2 森林施業への奨励金(81名)
- 3 市町村有林の管理に対する支援(73名)

3 森林環境教育の推進(73名)

倉敷会場(回答者156名)

- 1 林業の担い手の育成(85名)
- 2 市町村有林の管理に対する支援(69名)
- 3 森林施業への奨励金(66名)

津山会場(回答者224名)

- 1 森林施業への奨励金(132名)

- 2 林業の担い手の育成(127名)
- 3 市町村有林の管理に対する支援(97名)

問7 「水源かん養税」についての御意見、御提言がありましたら、お書きください。

(主な意見、提言)

○ 用途について

- ・ 具体的な用途を明確にして県民に情報開示を行うべき、そうでないと県民の理解が得られない。
- ・ 高齢化が進む中、林業従事者の育成、山林所有者への施業助成などが必要である。
- ・ 子供の頃から、山や水の大切さを教育する必要がある。
- ・ 林業が事業として成り立つシステムの創生が必要である。
- ・ 県南の里山を守ることも大切である。
- ・ 森林を県・市町村が直接取得することのマイナス面も考えるべき。
- ・ 個人の財産の管理に税を使うことには疑問がある。

○ 仕組みについて

- ・ 全国的な制度として導入するべきである。
- ・ 農業用水、井戸水の使用には課税しないのか。
- ・ 水道事業者が徴収するのではなく、県が直接徴収することを望む。
- ・ 法定外目的税であれば、用途目的がはっきりしているため、県民の理解が得られやすいと思う。
- ・ 水の大切さをわかってもらうには、水道料金に上乘せすることはよいと思う。
- ・ 森林の機能は水源かん養機能だけではないので、水道使用者だけに税の負担を求めるのは理解が得られにくいのではないか。

○ 税率について

- ・ 実効性のある事業を行うには、税率が低すぎるのではないか。
- ・ 用途から必要な額を提示し、税率を決める必要があるのではないか。
- ・ 税率に下限を設けることが必要ではないか。
- ・ 税率に上限を設けることには疑問がある。

○ その他

- ・ 税の創設にあたっては、県民に分かりやすく森林の大切さをPRしていく努力が必要である。
- ・ わざわざ税を創設しなくても、経費を削減してその中でできるのではないか。
- ・ 高齢者には、少しの税でも今の時期には大変である。
- ・ 「おかやま森づくり県民基金」を充実活用して欲しい。

## 水道事業実態調査結果

〔平成14年12月調査実施〕

76団体すべてが回答（回答者内訳：73市町村、3水道企業団）

### ○ 事業の区分

上水道（給水人口5,001人以上の事業） 45市町村  
 簡易水道（給水人口101人以上5,000人以下の事業） 50市町村  
 →17市町村については、上水道、簡易水道いずれもある。

### ○ 契約者数

上水道・簡易水道合計（地元管理簡易水道除く） 712,774人  
 （参考）・県人口 1,946,552人  
 ・給水人口 1,756,929人（上水道）、142,669人（簡易水道）  
 ・水道普及率 97.7%（県） 「平成13年度岡山県の水道の現況」より

### ○ 料金体系

- ・上水道：すべて従量制
- ・簡易水道：大部分は従量制  
 一部の施設は定額制  
 地元組合管理施設の一部は料金体系が不明

### ○ 水道料金

- ・30m<sup>3</sup>使用時の料金  
 従量制：1,680円（最低）～10,826円（最高）

### ○ 1月当たり使用水量別契約者数

| 月当たり使用水量（m <sup>3</sup> ） | 契約者数（人） | 割合（%） |
|---------------------------|---------|-------|
| 0                         | 31,131  | 6.0   |
| 0を超え 100未満                | 473,282 | 91.9  |
| 100以上 1,000未満             | 9,980   | 1.9   |
| 1,000以上 10,000未満          | 788     | 0.2   |
| 10,000以上                  | 28      | 0.0   |
| 計                         | 515,209 | 100.0 |

（注）回答があった61市町村、企業団の合計

### ○ 料金減免の状況

別掲

### ○ 水源かん養税導入に係る経費等

別掲

### ○ その他

水道法適用外の施設として飲料水供給施設（給水人口50人以上100人以下の事業）が、県内25市町村に113施設ある。

## 水道料金の減免制度

○漏水、災害時の減免制度があるもの

33市町村

○生活保護世帯の水道料金の減免制度があるもの

7市町村

○その他特定の減免制度があるもの

- ・公会堂（公民館）に対する減免：3市町村
- ・共同墓地に対する減免：1市町村
- ・防火デーにおける消火栓の使用に対する減免：1市町村
- ・水道料金及び町税等の完納者に対する減免：1市町村
- ・社会福祉法に規定する施設に対する減免：1市町村

○公益上その他特別の理由があると認めた場合の減免制度があるもの  
（上記漏水、災害時の減免との重複を含む）

17市町村

## 〔資料 7〕

### 水源かん養税導入に係る経費等

#### ○ 電算システム改修費用

##### 1 実態調査の回答

- 「数千万円は下らない」（大規模市）
- 「80万円：パッケージ型」（町レベル）
- 「920万円：単独開発」（町レベル）
- 「800万円」（同じシステムを利用している4市町の合計）
- 「約210万円」（水道企業団）

##### 2 小規模市に対する電算システム改修費用の算定依頼結果

###### 【条件設定】

- ・ 納期限  
水道料金の調定月から3か月後の末日とする。  
(例) 4月調定→7月末納期限
- ・ 1月分の水量把握方法（段階的定額制）  
$$\frac{\text{検針による水量}}{\text{検針日間の日数}} \times \text{該当月の暦上の日数}$$
- ・ 使用量0の場合（段階的定額制）は第1段階（30円）とする。

料金調定システム 210万円→全事業者で約1.6億円と推定（210万円×76事業者）

（内訳）パッケージ開発費：126万円（消費税込）

その他既存システムとの調整費：84万円（消費税込）

（条件によっては、他に会計システム改修費用が発生する）

###### ※高知県の試算

全県で6,200万円

#### ○ 税導入で変更が必要な印刷物

実態調査では、不明とするものが多く、印刷物の種類、必要な費用について回答があったのは、21市町村、企業団であった。以下に数例を示す。

例) 「16～27種類：数百万円」（大規模市）

「4種類：150万円」（中規模市）

「8種類：290万円」

「1種類：6万5千円」

「3種類：6万円」

## 「水源かん養税」に関する水道事業者の意見

### ○日程

|         |               |                    |
|---------|---------------|--------------------|
| 3 / 1 4 | 岡山・東備局管内水道事業者 | 1 7 事業者 ( 2 7 名)   |
| 3 / 1 0 | 倉敷・井笠局管内水道事業者 | 1 0 事業者 ( 1 4 名)   |
| 3 / 1 0 | 高梁・阿新局管内水道事業者 | 1 1 事業者 ( 1 4 名)   |
| 3 / 1 8 | 津山・真庭局管内水道事業者 | 2 1 事業者 ( 2 7 名)   |
| 3 / 1 8 | 勝英局管内水道事業者    | 6 事業者 ( 6 名)       |
| 3 / 2 4 | 浅口郡水道事業者等     | 5 事業者 ( 6 名)       |
|         |               | 7 6 事業者中 7 0 事業者参加 |

### ○水道事業者の主な意見

#### 【税の目的について】

- ・森林の水源かん養機能は必要不可欠なものと認識している。しかし、水道事業者を特別徴収義務者とするについては、多くの負担が生じることから反対である。

#### 【懇話会報告案について】

- ・井戸水使用者、農業用水等を除き、課税対象を水道使用者に限定することは、応益負担の原則と整合していない。
- ・水源が井戸である水道事業者と個人の井戸水取水の扱いが不平等である。

#### 【特別徴収制度について】

- ・水道事業者が特別徴収義務者になることで多大な負担を負うことになる。
- ・水道事業の中で造林を行っており、二重の負担になる。
- ・料金未納分の税負担、電算システムの改修経費、徴収事務の増加等多くの課題がある。
- ・料金の滞納は、水道事業者にとって大きな問題である。税導入で、さらに増えることが予想される。
- ・住民から水道料金を下げろという要望は強い。そうした中での税導入は住民に対して説明できない。

#### 【県民税超過課税について】

- ・コストについて、水道事業だけではなく、県民税超過課税方式の場合の試算も行い、比較する必要があるのではないか。
- ・シンポジウムのアンケートで県民が望んでいる用途も、広く森林の維持保全にかかる内容であり、水道からではなく広く県民から徴収すべきであり、県民税超過課税がよいと思う。

#### 【その他】

- ・これまでの検討経過に対して不満がある。懇話会の事業者アンケートで、事業者の反対意見は出ているにもかかわらず、水道事業者を特別徴収義務者とする試案を出したのは、既成事実をつくり税導入を図ろうとしているように思える。



[資料9]

県民税均等割の概要

| 項 目               | 内 容  |           |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |
|-------------------|--|-----------|-----|-------|-------|-------------|-----|-------------|-------------|-----|------------|-------------|-------|------------|------------|-------|--------|------------|--------|
| 納税義務者<br>(平成14年度) | 1月1日現在で県内に住所等を有する個人、県内に事務所等を有する法人等<br>個人：681,018人 法人等：44,184社  |           |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |
| 税 率               | 個人：年額1,000円<br>法人： <table border="1" data-bbox="496 797 1353 1122"> <thead> <tr> <th>資本等の金額の区分</th> <th>税 率</th> <th>対象法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 800,000円</td> <td>914</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>年額 540,000円</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>年額 130,000円</td> <td>1,459</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>年額 50,000円</td> <td>7,606</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 20,000円</td> <td>33,621</td> </tr> </tbody> </table> | 資本等の金額の区分 | 税 率 | 対象法人数 | 50億円超 | 年額 800,000円 | 914 | 10億円超50億円以下 | 年額 540,000円 | 584 | 1億円超10億円以下 | 年額 130,000円 | 1,459 | 1千万円超1億円以下 | 年額 50,000円 | 7,606 | 1千万円以下 | 年額 20,000円 | 33,621 |
| 資本等の金額の区分         | 税 率  | 対象法人数     |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |
| 50億円超             | 年額 800,000円  | 914       |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |
| 10億円超50億円以下       | 年額 540,000円  | 584       |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |
| 1億円超10億円以下        | 年額 130,000円  | 1,459     |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |
| 1千万円超1億円以下        | 年額 50,000円   | 7,606     |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |
| 1千万円以下            | 年額 20,000円   | 33,621    |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |
| 徴収方法              | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人：市町村が市町村民税と併せて賦課徴収<br/>(前年中の所得金額に応じ、毎年5月に市町村が税額を通知)</li> <li>法人：前年中の所得金額に応じ、県へ申告納付</li> </ul>   |           |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |
| 納 税               | <ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者：月ごとに分割し、毎月の給与から特別徴収</li> <li>個人事業者等：市町村が定める納期に分割して納付(年4回)</li> <li>法人：事業年度終了後2か月以内に申告納付</li> </ul>  |           |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |
| 課 税 額             | (平成10～14年度の平均)<br>個人県民税：331.0億円(均等割：7.5億円、所得割：323.5億円)<br>法人県民税：97.5億円(均等割：22.5億円、法人税割：75.0億円)   |           |     |       |       |             |     |             |             |     |            |             |       |            |            |       |        |            |        |

## おかやま森づくり県民基金事業の概要

### 1 事業目的

県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林を将来にわたって守り育て、緑豊かで健全な森づくり・県土づくりを県民参加で推進するため、「おかやま森づくり県民基金」を設置し、森林の重要性を県民の方々に普及啓発するとともに、県民各層が気軽に自主的かつ積極的に森林活動へ参加できるよう活動情報や場所の提供、技術指導など県民の社会貢献活動を全面的に支援する。

#### 〔基金の概要〕

- ・ 基金の種類 地方自治法第241条に定める「条例基金」
- ・ 造成期間 平成12年度～16年度（5年間）
- ・ 基金の額 5億円
- ・ 基金造成 県1億5千万円、下流域の市町村1億5千万円、企業、団体、県民等2億円

### 2 事業主体 岡山県

### 3 事業内容

#### (1) 基金活動

#### (2) 基金事業

ア 募金実行委員会及び事業実行委員会の開催

イ おかやま共生の森事業

県民が気軽に参加でき、さらに自主的かつ積極的に企画し活動できる森として流域ごとに3箇所「おかやま共生の森」を設置し、活動情報の提供、技術指導などを行い、企業、団体等のコミュニティ活動や社会貢献活動を支援する。

ウ 森林活動促進への支援事業

市町村等が実施する森林活動への支援

エ 公益的機能の高い重要な森林の管理支援事業

重要な地域での広葉樹造林の支援

### 4 基金造成計画及び実績

(単位：百万円)

| 区分        | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | 計   |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 県         | 30  | 30  | 30  | 30  | 30  | 150 |
| 市町村       | 30  | 30  | 30  | 30  | 30  | 150 |
| 企業、団体、県民等 | 58  | 56  | 32  | 40  | 14  | 200 |
| 計         | 118 | 116 | 92  | 100 | 74  | 500 |

注：市町村は、林業公社の非社員市町村と岡山市の22市町村

## 〔資料 1 1〕

### 岡山県税制懇話会設置要綱

#### （目的）

第 1 条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

#### （事業）

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

（ 1 ） 地方税制度のあり方

（ 2 ） 前号に掲げるもののほか、懇話会の目的を達成するために必要な事項

#### （委員及び特別委員）

第 3 条 懇話会は、委員及び特別委員（以下「委員等」という。）で構成する。

2 委員等には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

#### （運営）

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

#### （意見の聴取）

第 5 条 特別委員は、会長の求めに応じて会議に参加し、専門的な見地から意見を述べる。

2 会長は、必要があるときは、委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### （幹事会）

第 6 条 懇話会に、幹事会を設置する。

2 幹事会の運営等については、別に定める。

#### （事務局）

第 7 条 事務局は、総務部税務課に置く。

#### （その他）

第 8 条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この設置要綱は、平成13年 5 月 1 日から施行する。

## 岡山県税制懇話会の開催状況

| 時 期        | 内 容                                  |
|------------|--------------------------------------|
| 平成15年7月29日 | ○第1回会議<br>現行案の課題、他の課税方式の検討           |
| 平成15年10月3日 | ○第2回会議<br>税の使途・具体的な税制度・使途を限定する仕組みの検討 |

## 岡山県税制懇話会委員（特別委員）名簿

| 氏 名   | 役 職                    | 備 考    |
|-------|------------------------|--------|
| 岡本輝代志 | 岡山商科大学商学部教授            | 会 長    |
| 石島 弘  | 岡山大学法学部教授              | 副会長    |
| 池田己喜子 | 岡山県立大学保健福祉学部教授         |        |
| 澤根みどり | 税理士                    |        |
| 千葉 喬三 | 岡山大学副学長                |        |
| 成田美和子 | 岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長 |        |
| 豆原 直行 | 院庄林業株式会社代表取締役          |        |
| 芝田 誠  | JFEスチール株式会社西日本製鉄所副所長   |        |
| 神野 直彦 | 東京大学経済学部教授             | (特別委員) |
| 中里 実  | 東京大学法学部教授              | (特別委員) |

※芝田誠委員はH15.6に就任、神野直彦特別委員の任期はH15.9まで